

フランスにおける株主・社員の権利濫用と会社解散判決

山本 真知子

一 はじめに

フランス民法 1844-7 条 5 号は、全ての形態の会社に共通する会社の終了事由の一つとして⁽¹⁾「社員による義務の不履行、または会社の機能を麻痺させる社員間の不和などの正当な理由を有する社員の請求によって裁判所によって宣言される期限より早い解散」を挙げている⁽²⁾。同号は、社員の請求によって裁判所によって宣言されるという点で日本の商法 406 条ノ 2・有限会社法 71 条ノ 2 および商法 112 条に共通した点を有する会社の解散事由であるといえよう。同号は、解散判決がなされるためには「正当な理由」がなければならないとしたうえで、その例として i 「社員による義務の不履行」、ii 「会社の機能を麻痺させる社員間の不和」の二つを示すという構成をとっている。そして、フランスにおいては、株主・社員の権利濫用 (*l'abus*) がある場合に「正当な理由」が認められ、解散判決がなされることがある。換言すれば、株主・社員の請求による会社解散判決が株主・社員の権利濫用に対する sanction (制裁、ひるがえって権利濫用からの救済、権利濫用による損害の回復) になり得るとされているのである⁽³⁾。もっとも、会社を終了に追い込む解散が果たして適切な sanction であるといえるのかについては意見の分かれどころもある。特にいわゆる資本会社 (*les sociétés de capitaux*) についてはフランスにおいても解散判決は例外的な性格を有するものであるとされている⁽⁴⁾。本稿においては、株式会社及び有限会社を中心に、フランスにおける多数派の権利濫用 (*l'abus de majorité*)、少数派の権利濫用 (*l'abus de minorité*)、二人会社において平等持分を持つ者の権利濫用 (*l'abus d'égalité*) の各場合について株主・社員の請求に基づく会社解散判決について検討し、日本法に対する示唆を得たいと思う。

二 株主・社員の権利濫用概念

どのような場合が株主・社員の権利濫用にあたるかは、フランス民法 1833 条の「社員の共通する利益」との文言とも関連して問題となってきたところである。

まず問題となったのは多数派の権利濫用であるが、この点についてはすでに一種の判例法理が確立しているといえる。リーディング・ケースとされる Cass. civ., 18 avril 1961⁽⁵⁾は、多数派の権利濫用とは、「会社の一般的利益に反し、かつ、少数派株主の損害において多数派株主の利益を促進することを唯一の目的（意図）としてなされた」場合をいうとした。本判決によって、多数派の権利濫用とは、①会社の一般的利益に反すること、②少数派株主の損害において多数派株主の利益を促進することを唯一の目的（意図）としてなされた場合であるとの基準が示されたとされている⁽⁶⁾。フランスでは多数派の場合と同様に、少数派さらには二人会社において平等持分を有する者の権利濫用についても議論がなされている。判例の示す要件にはそれぞれの場合に多少異なる点もあるが、①の要件は三つの場合にほぼ共通している。②の要件については、少数派の濫用の場合には、「多数派の権利の損害において少数派の利益を促進することを唯一の目的（意図）としてなされた」場合である、というように多数派の場合とは逆になる。二人会社の場合には、「エゴイストな利益に応えるものであったこと」、という若干異なる表現がなされているが、自己の利益を追求するという点では他の二つの場合に共通しているものと考えられる⁽⁷⁾。

三 多数派株主・社員の権利濫用と解散判決

多数派による権利濫用があった場合の sanction (制裁、ひるがえって権利濫用からの救済、少数派または会社に与えられた損害の回復方法) として、権利濫用によって総会決議が成立した場合には当該決議の無効、多数派から少数派または会社に対する損害賠償金の支払い等が挙げられる⁽⁸⁾。しかし、それに加えて、例外的であるとしながらも、前述したフランス民法 1844-7 条 5 号に挙げられた「会社の機能を麻痺させる社員間の不和」を理由とする解散判決が sanction の一つとして挙げられることがある⁽⁹⁾。そして、多数派社員の権利濫用を理由とした解散判決が認められた判例としてよく引用されるのが有限会社に関する Cass. com. 18 mai 1982⁽¹⁰⁾である。もっとも、後述するようにこの判決に適用されたのはフランス民法 1844-7 条 5 号ではなく、1978 年改正前のフランス民法 1871 条⁽¹¹⁾であったことに注意が必要。以下では本判決の検討を通じて、多数派株主・社員の権利濫用と解散判決との関係について考察してみたい。

(一) Cass. com. 18 mai 1982 の事案の概要と判旨

本件は、Dame Despert と Mauvoisin の二人が設立した有限会社 Asiatrading の解散請求に関するものである。同社においては Mauvoisin が資本の多数を有する社員であり、会社の業務執行者 (gérant) となっていた。そのような状況の下で Dame Despert が改正前のフランス民法 1871 条の「正当な理由」(justes motifs) があるとして会社の解散を請求したのが本件である。

La Cour d'appel de Paris は、1980 年 2 月 4 日の判決において、Dame Despert からの解散の請求を斥けた。その理由は、「不和 (mésintelligence) は疑いのないものであったとしても、会社の機能を麻痺させる目的を有しておらず、会社の活動の成果は以前と同等のままである」というものであった。

これに対して、破棄院は、多数派でありかつ業務執行者 (gérant) である Mauvoisin は、「その特権を濫用している、すなわち、彼が関係している 2 つの会社との商事関係に会社の活動を減少させ、会社の利益に反する状況を作り出し、そして、このような状況は、会社の利益に反し、共同社員の利益を害し自分自身の利益を利している」とし同社の解散を認めた。もっとも、本件は持分比率には差があるが、二人会社の事例である。

(二) 多数派社員による権利の濫用 (l'abus de majorité)

本判決は、結論として多数派社員の権利濫用を認めたものである。すなわち、「多数派の業務執行者 (gérant) によって犯されたその特権の濫用、すなわち、彼が関係している 2 つの会社との商事関係に会社の活動を減少させ、会社の利益に反する状況を作り出し共同社員の利益を害し自分自身の利益を利するという行為」を多数派の権利濫用とであるとしているのである。上述した多数派の権利濫用に関する判例法理にてらしても、同判決は格別新しいことを言っているとはいはず⁽¹²⁾オーソッドクスな表現で多数派の権利濫用を認めたものであるといえよう。

(三) 権利の濫用と「正当な理由」(会社機能の麻痺)

本件は1978年改正前のフランス民法1781条が適用された事例であるが、同条には、「正当な理由」の例として「社員・株主の権利の濫用」は明示されていない。したがって、破棄院が多数派の権利濫用は解散の「正当な理由」になり得るとの結論を出したととらえる¹³⁾としても、それは同条の「正当な理由」の解釈に関わる問題である。すなわち、全ての多数派の権利濫用が「正当な理由」に当たるわけではない¹⁴⁾。そして、二に挙げた多数派の権利濫用の要件①②をみたし多数派の権利濫用が認定されたとしても、解散判決を認め「正当な理由」があるか否かが再度検討されなければならない。

1978年改正以前の規定には、「正当な理由」の具体例として「会社機能を麻痺させる社員間の不和」は明示されていなかった。そして判例法理として「社員間の不和(mésintelligence)」が「正当な理由」であるとされていたにすぎない¹⁵⁾。その上で「社員間の不和(mésintelligence)」があっただけでは解散が認められるのに十分ではなく、不和の結果会社の金融上または財政上の状況がどうなっているのかが考慮され、それが順調であれば解散判決はなされなかつたのである¹⁶⁾。

そして、1978年の改正法は、会社の活動を麻痺させる結果をもたらすことを要求した以前の判例法理¹⁷⁾を部分的に採用した¹⁸⁾。前述したように同年改正後のフランス民法1844-7条5号は、「正当な理由」がある場合に解散判決ができるとしており、その例として、特に(notamment) i 「社員による義務の不履行」¹⁹⁾、ii 「会社の機能を麻痺させる社員間の不和(mésentente)」の二つを示す構成をとっている。二つの例示は限定的なものではないとされる²⁰⁾。すなわち、現在では裁判所が解散を命ずるさまざまな条件の一つとして「会社機能の麻痺」が条文上要求されることとなったのである。現在の1844-7条5号を前提に、権利濫用によってii 「社員間の不和」が生じていることを解散の原因と考えるならば、条文上、まず、不和(mésentente)は、「会社の機能を麻痺させる(paralysant le fonctionnement de la société)」ものでなければならない。個人的な利益の問題に関する単なる社員間の対立は解散の十分な原因とはならないとされる²¹⁾。さらに、会社の機能の麻痺というためには会社の経営(opération)が麻痺するだけでは足りず、財政的にも麻痺していかなければならないとの考え方もある²²⁾。すなわち、考慮されるのは社員間の不和そのものではなく、社員間の不和の結果として会社の機能の麻痺がもたらされているか否かの方が重要視されるのである²³⁾。条文上からは「会社の機能を麻痺させる」という要件はii 「社員間の不和」の場合にのみ要求されるように読める。もっとも、これを全ての「正当な理由」の要件として「会社の機能を麻痺させる」ことが必要であるとする考え方もある²⁴⁾。この考え方によれば、社員・株主の権利濫用をii 「社員間の不和」にあたるとする場合だけではなく、いわば第三の場合としてより直接的に「正当な理由」にあたるのか否かを検討するうえでも「会社機能の麻痺」が要件となることとなろう。しかし、改正後の条項においても社員・株主の権利濫用は解散請求の原因として1844-7条5号に直接掲げられているわけではない。その場合、要件をみたせばi iiのいずれかに当てはまると考えることも可能であるし、また、i iiのいずれにも当てはまらないがより第三の場合としてより直接的に解散の「正当な理由」には当たるととらえる²⁵⁾ことも可能ではある。多数派の権利濫用があった場合、i 「社員による義務の不履行」に当たり解散が認められてい

るととらえる者もある⁶²。

本件は、1978年改正前の事件であるが、経済的麻痺があったかは事実問題であり、即断は避けなければならない。フランスにおいても、学説上、その評価は分かれるところである。一方で、まとまりのある多数派を有する会社においては、会社の通常の機能の麻痺は起これり得ず、その意味で同判決は注目に値するが、不和を理由とする解散の特異な拡大である、とする者がある⁶³。他方で、多数派の濫用に対して解散が認められたのは全く新しいものではなく「多数派の権利濫用はたとえ会社の活動を麻痺させなくても『正当な理由』になり得る。」とする者がある⁶⁴。もっとも、両者はその条文上の根拠を異にしているとも考えられ、単純に比較することができない。すなわち、前者は、現在の1844-7条5号の「会社の機能を麻痺させる」「社員間の不和」の検討の一環として本判決を問題にしているのに対して、後者は本判決の評釈の中での意見であり、より直接的に多数派の権利濫用が1978年改正前の条文の「正当な理由」となるかについて検討しているのである⁶⁵。

一般論としては、「会社の利益に反する」という多数派の権利濫用の①の要件を満たし総会決議の無効や損害賠償金の支払いが認められるような場合でも、さらに進んで解散判決が認められるためには「会社の機能の麻痺」というより厳しい要件を満たしていかなければ解散判決は認められないものと考えられる⁶⁶。反対に、「正当な理由」が認められるためには会社の機能が麻痺しているか否かという結果が重視されるため、「少数派株主の損害において多数派株主の利益を促進することを唯一の目的（意図）としてなされた」か否かという多数派の権利濫用の②の要件が満たされないような場合であったとしても解散が認められる場はあると思われる⁶⁷。

なお、本件については、持分比率は異なるものの二人会社の事例であったことにも注目しなければならない。二人会社においては、二人株主・社員間に対立が生じ、その信頼関係が完全に崩れたときには会社の活動が麻痺状態となることがある。そのような場合、会社の利益や共同株主・社員の利益を追求することが不可能となる場合が少くないと考えられる。破棄院は、本件において、そのような実態に即した判断を示したように思われる。

(四) 解散を請求しうる株主・社員

解散判決の請求が少数株主権とされる日本の商法406条ノ2の場合と違って、フランス民法1844-7条5号は、解散の請求は正当な利益を有する全ての社員ができるとしている⁶⁸。そして、会社の解散を請求する権利は各社員に認められた公序（ordre public）の権利であり、定款で排除することはできないと解されている⁶⁹。ただし、判例上、請求者自身のみが会社のトラブルの原因となっている場合には解散判決はなされ得ないともされてきた⁷⁰。すなわち、解散の請求者は善意（bonne foi）でなければならず、これは会社の契約という性格からくるといつてある⁷¹。これを前提にすれば、多数派の権利濫用があった場合、少数派が解散を請求することが可能であったとしても、権利を濫用した多数派が自ら解散の請求をすることは難しいものと思われる。「少数派株主の損害において多数派株主の利益を促進することを唯一の目的（意図）として」権利を濫用した者に善意（bonne foi）が認められるとは考えにくいからである。社員間の不和に際してどのような者が解散判決を請求できるかという問題は、フランス民法1832条の解釈をめぐる「会

社とは何か」という根本的な問題、すなわち、会社は契約であるのか、それとも組織体(institution)であるのか、それとも両方の要素を有しているのか、という問い合わせにまで遡り、それが発現したものである。「社員間の不和」を理由として解散をなすことは、社員の権利の契約的な起源の影響を受けるものであるとする考え方³⁷はそれを端的に表しているといえる。このような考え方に対しては、解散判決について「会社の機能の麻痺」を要件とする以上、契約的な側面は組織的な側面の陰に追いやられているとする者もいる³⁸。この考え方をつきつめていくと会社の機能が麻痺してさえいれば誰が請求しても解散判決は認められるという方向にいくのかもしれない。もっとも、会社解散判決について契約的な側面を強調する考える者も会社の組織的な問題を無視しているわけではなく、社員間の不和の問題には会社の契約的な側面と会社の利益を考慮することを要求する組織的な側面との間に均衡が存在するとしている³⁹。この点は、会社の本質について契約ととらえる者、組織としての側面を強調する者、契約と組織の両方の面があるとする者がいることとパラレルな対立状況であるとも考えられる。また、会社解散判決は、*l'affectio societatis* の消滅によるものであると説明されることがある⁴⁰。フランス民法1832条には明記されていない*l'affectio societatis* の概念や機能については諸説あるところであるが、通説的な見解によれば、*l'affectio societatis* は、会社の目的を実現するために共同事業に協働する社員全員の意思であるとされる⁴¹。ただし、*l'affectio societatis* は人的会社においてより強く資本会社においてはより弱いととらえたうえで⁴²、社員間の不和を理由とする会社解散訴訟は、不和の結果としての会社機能の麻痺に基づき有するものであり、主に*l'affectio societatis* の消滅に根拠を有しているものではないとする者もある⁴³。会社解散判決の問題からは、フランスにおける会社観というものを垣間見ることができるように思うのであるが、この点については別稿で検討することとした。

(五) 他の手段の可能性

会社の本質についてどのような考え方を取るにしても、程度の差こそあれやはり解散判決は会社を終了させるという意味で紛争解決あるいは濫用の制裁として究極の方法であるといわざるを得ない⁴⁴。前述したように多数派の権利濫用の解決策としては、権利濫用によって総会決議が成立した場合には当該決議の無効、多数派から少数派または会社に対する損害賠償金の支払い等挙げられている。会社の機能が麻痺していても問題が一時的である場合には裁判所は仮取締役(administrateur provisoire)の指名等の方法を選び、法人格の否定、会社の存在の否定という解決策を選ぶことは例外的であると考えられる⁴⁵。特に物的会社においては、株主・社員の請求による解散判決は前述したように例外的な性格を有するものと解ざざるを得ない。ただし、1844-7条8号は、会社の解散理由として「その他定款に記載された全ての理由」を挙げている。あらかじめ定款で解散理由を定めておくことは有効である場合もある。

四 少数派株主・社員の権利濫用と解散判決

少数派の権利濫用の場合も理論的には会社解散判決が例外的にその解決策となり得る可

能性はあるであろう⁴⁶。特に消極的濫用⁴⁷の場合は問題である。しかし、少数派による単純な反対は、原則的に会社の麻痺を引き起こすことではなく⁴⁸、少数派の権利濫用を原因とする解散判決がなされる可能性は低い。また、権利を濫用した少数派が解散を請求することは上述した善意（bonne foi）の観点から難しく、反対に、少数派の権利濫用を理由として多数派が解散を請求することも考えにくい⁴⁹。少数派の権利濫用についてむしろ権利を濫用した少数派の除名の方が問題となりやすいであろう⁵⁰。もっとも、裁判所が事後的に解散を請求した社員の除名を命ずることはできないとされている⁵¹ため、事前に定款で何らかの定めをしておく必要があるであろう⁵²。

五 二人会社において平等持分を有する株主・社員の権利濫用と解散判決

少数派の権利濫用の場合とは対照的に、二人会社において二人の株主・社員が平等の持分を有しているような場合には「会社機能の麻痺」が証明されやすいといえるであろう⁵³。前掲した Cass. com. 18 mai 1982 も多数派の権利濫用に関するものとはいえ、持分比率には差があるが二人会社の事例である。さらに、このような会社においても判例上原則として解散判決がなされるには「会社の機能の麻痺」が要件とされるが⁵⁴、平等持分を有する二人会社については下級審裁判所の中にはこの要件を無視しているものもあるとの指摘もある⁵⁵。例えば、有限会社に関する CA Versailles, 7 décembre 1995⁵⁶について、会社の経済的機能が麻痺している否かを充分に検討することなく *l'affectio societatis* の消滅の単純な結果として解散を認めており少数派の権利濫用や二人会社で平等持分を有する者の権利濫用に関する他の裁判例と同調せず問題であるとの批判がある⁵⁷。この点、このような会社の場合にはすでに株主・社員が権利を濫用したかということが問題にはならないのかについて疑問が残る。すなわち、「会社機能の麻痺」ということが起これば、もしくはそれすらも必要とはされず、二人の株主または社員の両方またはどちらか一方が会社を維持していく意思がない場合には会社の解散判決が認められるべきであるのか、なお検討を有するものと考える。この場合も除名・退社によって一人会社として存続させる可能性はあるものと考えられるからである。

六 むすびに代えて

日本においても、株式会社（商法 406 条ノ 2）・有限会社（有限会社法 71 条ノ 2）、合名会社・合資会社（商法 112 条）のそれぞれについて、法定の事由がある場合に、一定の要件をみたす株主または社員の請求による会社の解散判決を規定している。このうち商法 406 条ノ 2 は、「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ会社ニ回復スペカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ」（1 号）、「会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ」（2 号）において、「已ムコトヲ得ザル事由アルトキ」は、発行済株式の総数の 10 分の 1 以上に当たる株式を有する株主は、会社の解散を裁判所に請求することを得とされている。1 号解散事由は、資本多数決の原則の下で誰も支配権を取得することができない状態を前提としていわゆるデッド・ロックの事例を念頭に置き、2 号解散事由は、多数派と少数派が分離している状態を前提として会社財産の流用等経

的不公正の事例を念頭においていると考えられるとの指摘がある⁵⁹。二人会社において各自が平等持分を有するような場合には1号を理由とした解散判決がなされることが可能ではある⁶⁰。例えば1号を理由に株式会社について解散判決がなされた東京地裁平成元年7月18日判決⁶¹も持分割合が50対50の事例である。多数派の権利濫用の場合には2号に規定されたような状況が生じていれば解散判決が認められる可能性があろう⁶²。もっとも、株式会社については、昭和25年改正前までは株主の会社解散請求権は法制度化されていなかった。株式会社については、団体性が強く、多数決原理が支配しているので、個々の株主や少数株主に対して解散を請求する権利を認めるることは適当ではないと考えられてきたからである⁶³。そこで昭和25年の商法改正の際に株式会社について株主に解散請求権を認めるに際しても商法406条ノ2は、これを少数株主権としている。これに対し、前述したようにフランス民法1844-7条5項は、解散の請求は正当な利益を有する全ての社員ができるとしている⁶⁴。日本でもいわゆる閉鎖会社においては少数派保護の手段として会社解散判決請求権をより広く認めるべきであるとする立法論⁶⁵があるが、この立場からするとフランスの方向のほうが望ましいといえるのではないだろうか。なお、有限会社についても、昭和26年有限会社法改正により、本条と同内容の規定（有71条ノ2）を設けている。その閉鎖性ゆえに株式会社とは別の配慮が必要である⁶⁶が、フランスにおいては会社解散判決請求について株式会社と有限会社をあまり区別して論じてはいないようである。もっとも、解散判決が最終的な手段であるという点では、日本とフランスに違いがない。商法406条ノ2は、1号または2号の要件を満たした上で「已ムコトヲ得ザル事由アルトキ」に限って解散請求を認めている。この「已ムコトヲ得ザル事由アルトキ」の解釈をめぐっては、これを会社の解散がいわば最後の手段であり、それ以外には会社の正常な運営、したがって株主の正当な利益を保護する方法がない場合を意味する、というように厳格に解する考え方⁶⁷が支配的である。これに対し、フランス民法1844-7条5号は、「正当な理由」があるときにそれを認めてることから一見要件が緩やかなようにも思われるが、判例上かなり重度な会社の麻痺が起こっていない限り解散は認められていない。フランスでもいわゆる資本会社では株主・社員の請求による解散判決は例外的なものとされている。その根拠とするところは必ずしも明確ではないが、資本会社においては多数決が支配していること⁶⁸や、前述した *l'affectio societatis* は人的会社でより強く資本会社ではより弱いこと⁶⁹などを理由とすると思われる。日本の会社は、基本的ドイツ法的構成をとっているとされる。ドイツ法では、株式会社の団体的性格が強く、多数決原理が貫かれているため、株式会社に株主の解散請求を認めていない。それにもかかわらず、昭和25年改正で、株式会社に関する法理を組合契約的理論で構成しているアメリカ法にならって会社解散判決請求の制度を導入したことが問題とされるのである⁷⁰。前述したようにフランスにおいては、伝統的に会社は契約であるとの見方が会社解散判決請求権の基礎の一つとされており、この点においてはアメリカ法に近いともいえるだろう。会社は契約であるということを前提とするならば、契約を存続させることができない状態、すなわち多数派株主・社員の権利濫用によって少数派の株主・社員に契約を存続させる意思がなくなった場合にはいわば契約の解除として会社の解散を認めるべきであるとの考え方方が根底にあるように思われる。解散判決請求権には各国の会社の本質というものが垣間見える。また、企業維持と株主・社員の意思のバランスをどのように図るか、難しい問題である⁷¹。さらに、

このような事由での解散判決をなすべきであるか否かは本来自治的組織である会社の紛争に裁判所がどこまで関与すべきかの問題でもある⁽¹⁾。特に二当事者が50パーセントずつ出資している閉鎖会社においてはデッド・ロックに陥る危険性がより高い。このような会社においては会社の解散にまで至ることなくデッド・ロックを回避しうるよう、手続きをあらかじめ定款に規定しておくなど、予防的な手段について検討しておくことも実務的には重要であろう⁽²⁾。前述したようにフランスにおいてもこのような会社のデッド・ロックの危険性は認識されている。定款による除名等の規定が予防策として検討されるべきであろう。

本稿においてはフランスにおいて株主・社員の権利濫用の場合に株主・社員の請求による解散判決がなされるのはいかなる場合かについて検討したが、除名及び持分の買取など残された課題も多い。また、そもそも「会社とは何か」という根本的な問題に関わるものであり検討すべき点も多いが、紙幅の関係もあり、その点は別稿において検討することとしたい。

(1) 同号は、株式会社及び有限会社にも適用される。G. Ripert et R. Roblot, par M. Germain, *Traité de droit commercial tome 1, vol 2 L.G.D.J.*, 18^e éd., 2002, n° 1990, p. 664 et n° 1341, p. 223. その他各会社形態に特有の解散原因も存在する。M. Cozian, A. Viandier et F. Deboissy, *Droit des sociétés*, Litec, 17^e éd., 2004, n° 408, p.193 参照。

(2) Art. 1844-7 La société prend fin :

5^e Par la dissolution anticipée prononcée par le tribunal à la demande d'un associé pour justes motifs, notamment en cas d'inexécution de ses obligations par un associé, ou de mésentente entre associés paralysant le fonctionnement de la société :

なお、同条項は、1978年に改正されている。改正前のフランス民法1871条は以下の通りである。

La dissolution des sociétés à terme ne peut être demandée par l'un des associés avant le terme convenu, qu'autant qu'il y a de justes motifs, comme lorsqu'un autre associé manque à ses engagements, ou qu'une infirmité habituelle le rend inhabile aux affaires de la société, ou autres cas semblables, dont la légitimité et la gravité sont laissées à l'arbitrage des juges.

(3) 多数派の権利濫用 (l'abus de majorité) の場合につき龍田節「資本多数決の濫用とフランス法」法学論叢66巻1号(1959年)57頁。

(4) 株式会社に関する Besançon, 3 novembre 1954 ; JCP 1955, II, 8750.

(5) D. 1961, p.661.

(6) 同判決については神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整(3)」法学協会雑誌98巻10号(1981年)126頁以下参照。

(7) 詳細については、拙稿「フランス会社法における少数派株主・社員の権利濫用概念の生成——三つの破棄院判例を中心にして——」『倉澤康一郎先生古稀記念論文集 会社法の歴史と論理』(新青出版、近刊)。同「フランスにおける株主・社員の議決権濫用による総会決議不成立と損害の回復」『酒巻俊雄先生古稀記念 21世紀の企業法制』(商事法務、2003年)847~868頁、同「フランスにおける二人会社の株主・社員による議決権濫用」松本大学研究紀要2号(2004年)185~198頁参照。

(8) Ph. Merle et A. Fauchon, *Droit commercial Sociétés commerciales*, Précis Dalloz, 9^e éd., 2003, n° 580, p. 682, P. Le Cannu, *Droit des sociétés*, Montchrestien, 2^e éd., 2003, n° 249, p. 145, M. Cozian, M. Viandier et F. Deboissy 前掲注(1) n° 355, p. 171 et s., D. Vidal, *Droit des sociétés* L.G.D.J., 4^e éd., 2003, n° 810, p. 380 et s., D. Schmidt, *Les conflits d'intérêts dans la société anonyme*, éd. Joly 1999, n° 224, p. 216 et s. 等。

(9) Ph. Merle et A. Fauchon 前掲注(8) n° 580, p. 682.

(10) Rev. sociétés 1982, p. 804, note P. Le Cannu. P. Le Cannu 同 p. 805 は、この判決は、多数派の権利濫用 (l'abus de majorité) と正当な理由 (justes motifs) による会社の解散という判例の創造性が強烈な二つの路の交差点である、としている。

(11) 前掲注(2) 参照。

(12) P. Le Cannu 前掲注(10) p. 807 は、多数派の権利濫用の定義について同判決にはオリジナルな点は何もないとしている。もっとも、同 p. 810 は、会社の利益に反することが明白に述べられていないなどの難点があるとしている。

- ⁽¹³⁾ P. Le Cannu 前掲注(10) p. 806.
- ⁽¹⁴⁾ P. Le Cannu 前掲注(10) p. 811.
- ⁽¹⁵⁾ H. Matsopoulou, *Rev. sociétés* 1998, p. 312 (note sur Cass. com. 21 octobre 1997). なお、mésintelligence と mésentente は同義であるとされる。P. Canin, *La mésentente entre associés, cause de dissolution judiciaire anticipée des sociétés*. *Dr. sociétés* janvier 1998, p. 4.
- ⁽¹⁶⁾ Cass. com. 30 mai 1961, *Bull. civ.* III, n° 251においては株式会社の順調さ (la prospérité) を理由として多数派の権利濫用を理由とする解散が認められていない。有限会社に関する Cass. com. 27 avril 1971, *Bull. civ.* IV, n° 116, Cass. com. 28 février 1977, *Rev. sociétés* 1978 245, H. Matsopoulou 前掲注(15) p. 312.
- ⁽¹⁷⁾ M. Jeantin, *La réforme du droit des sociétés par la loi du 4 janvier 1978* D. 1978, chron., p.179.
- ⁽¹⁸⁾ P. Le Cannu 前掲注(8) n° 544, p. 325.
- ⁽¹⁹⁾ この理由は義務不履行による契約の解除に関する民法 1184 条の適用であるが、あまり適用されることはないとするものとして、Ph. Merle et A. Fauchon 前掲注(8), n° 112, p. 140. ただし、Paris, 30 octobre. 1992, *RTD com* 1993, p.106, Cl. Champaud et D. Danet.
- ⁽²⁰⁾ Y. Guyon, *Droit des affaires Tome 1 Droit commercial général et Sociétés*. *Economica*, 12^e éd., 2003, n° 206, p. 211.
- ⁽²¹⁾ Ph. Merle et A. Fauchon 前掲注(8) n° 113, p. 141.
- ⁽²²⁾ P. Canin 前掲注(15) p. 7.
- ⁽²³⁾ P. Canin 前掲注(15) p. 7. さらに同 p. 5 は、不和の原因が何であるかは裁判所が mésentente であるとするか否かにとてはどうでもよい要素であるとしている。
- ⁽²⁴⁾ B. Mercadal et Ph. Janin, *Mémento Pratique Francis Lefebvre, Sociétés Commerciales* 2004, Francis Lefebvre, 2003, n° 1283, p. 126.
- ⁽²⁵⁾ P. Le Cannu 前掲注(10) p. 811.
- ⁽²⁶⁾ G. Ripert et R. Roblot 前掲注(1) n° 1102, p. 83.
- ⁽²⁷⁾ P. Canin 前掲注(15) p. 6.
- ⁽²⁸⁾ P. Le Cannu 前掲注(10) p. 810 及び p. 812. すでに前例として株式会社に関する Cass. civ 6 février 1957, *Bull. civ.* III, n° 48, p. 40 があるとする。もっとも、同判決においては権利濫用は株主総会決議を無効とする理由とされているが、Cass. com. 18 mai 1982 においては解散の「正当な理由」とされているという違いがあるという。
- ⁽²⁹⁾ P. Le Cannu 前掲注(10) p. 811.
- ⁽³⁰⁾ Cass. civ. 6 février 1957 前掲注(28) 参照。もっとも「会社の利益」とは何かとは大きな問題であり、株主全体の利益と考え方とそれとは異なる次元の利益と考え方が存在する（神田・前掲注(6) 130 頁）。しかし、後者の考え方をとったとしても会社の利益に反しているからといって即解散判決が認められる会社の機能の麻痺が認められるわけではないと思われる。
- ⁽³¹⁾ もっともこの②の要件を満たすためには多数派に積極的な害意までは必要とされず、「結果的に会社または少数者に損害を生じることもやむをえないという、いわば未必の故意の程度のもの」があればよいと考えられているようである。龍田・前掲注(3) 59 頁。
- ⁽³²⁾ B. Mercadal et Ph. Janin 前掲注(24), n° 1287, p. 127.
- ⁽³³⁾ P. Canin 前掲注(15) p.4. 有限会社に関する Cass. com., 23 janvier 1950, D. 1950, p. 300.
- ⁽³⁴⁾ 専門職民事会社に関するものではあるが Cass. civ. 25 avril 1990, *Bull. civ.* I, n° 87. また、Cass. com. 28 février 1977 前掲注(16)においては、有限会社の解散請求解散を請求した者に不和の帰責性があることからも斥けられた。ただし、この点については誰に不和の帰責性があるのか判断するのが容易ではない場合もあり、この場合にも解散判決がなされることがある。B. Mercadal et Ph. Janin 前掲注(24) n° 1287, p. 127, 合名会社に関するものではあるが Cass. com 13 février 1996, D. 1997 108, *Rev. sociétés* 1996, p. 563, note J. Honorat.
- ⁽³⁵⁾ H. Matsopoulou, *La dissolution pour mésentente entre associés*, *Rev. sociétés* janv.-mars 1998, p. 36, P. Canin 前掲注(15) p. 8, 合名会社に関する CA Paris, 7 octobre 1986, *JCP* éd. E. 1987, II, 16122 n° 15, obs. A. Viandard et J.-J. Caussain. P. Canin 同 p. 4 は、フランス民法 1134 条の一般的な義務である bonne foi は会社の契約にも適用されるとする。
- ⁽³⁶⁾ フランス民法 1832 条 1 項は、《La société est instituée par deux ou plusieurs personnes qui conviennent par un contrat d'affecter à une entreprise commune des biens ou leur industrie en vue de partager le bénéfice ou de profiter de l'économie qui pourra en résulter.》と規定している。伝統的にフランスにおいては「会社は契約である」ととらえられてきた。しかし、今日では純粋に契約的な説明は不十分であるとされ、会社を組織としてとらえる考え方がある。さらに、この二つの考え方はともに不十分であるとして会社は契約であり組織であるとする考え方がある。Ph. Merle et A. Fauchon 前掲注(8) n° 21, p. 37 以下及び引用文献参照。
- ⁽³⁷⁾ H. Matsopoulou 前掲注(35) p. 36. また、D. Vidal 前掲注(8) n° 337, p. 160 は、正当な理由による解散判決は会社契約の司法的な実現であるとする。

- (38) P. Canin 前掲注(15) p. 5.
- (39) H. Matsopoulou 前掲注(35) p. 44.
- (40) H. Matsopoulou 前掲注(35) p. 44, Ph. Merle et A. Fauchon 前掲注(8) n° 113, p. 141 等。
- (41) 来住野究「*affectio societatis*について」『比較会社法研究 奥島孝康教授還暦記念第一巻』(成文堂、1999年) 506頁、Ph. Merle et A. Fauchon 前掲注(8) n° 43, p. 69, P. Canin 前掲注(15) p. 4. Cass. com. 3 juin 1986, *Rev. sociétés* 1986, P. 585, note Y. Guyon は、「*affectio societatis*を「社員が利益と損失に参加しながら、共通の利益においてかつ平等の立場において財産の運用につき効果的な方法により協働すること」と定義づけている(来住野・同 507頁)。
- (42) P. Canin 前掲注(15) p. 4.
- (43) P. Canin 前掲注(15) p. 5. 来住野・前掲注(41) 512頁も「社員間の不和の原因である *affectio societatis* の消滅ないし衰退それ自体では、会社の解散をもたらすには不十分である。」とする。
- (44) D. Schmidt 前掲注(8) n° 247, p. 233, P. Le Cannu 前掲注(8) n° 544, p. 326. 龍田・前掲注(3) 57頁は、会社の解散は、資本多数決の濫用の「最後の切札としてのサンクション」であるとしている。
- (45) M. Cozian, A. Viandier et F. Deboissy 前掲注(1) n° 420, p. 197.
- (46) Ph. Merle et A. Fauchon 前掲注(8) n° 581, p. 684, G. Ripert et R. Roblot 前掲注(1) n° 1556-1, p. 338, D. Schmidt 前掲注(8) n° 282, p. 258 等。
- (47) 少数派の消極的濫用とは、増資などの特別多数が必要とされる決議に少数派の株主・社員が濫用的に反対したり、出席していても投票を拒否したり、欠席したりして、賛成せず、結果として決議が不成立になるような場合をいう。拙稿・前掲注(7)「フランス会社法における少数派株主・社員の権利濫用概念の生成」参照。
- (48) P. Canin 前掲注(15) p. 6.
- (49) 拙稿・前掲注(7)「フランスにおける株主・社員の議決権濫用による総会決議不成立と損害の回復」859頁以下参照。
- (50) 解散判決と除名との関係につき P. Le Cannu 前掲注(8) n° 545, p. 327 et s.
- (51) M. Cozian, A. Viandier et F. Deboissy 前掲注(1) n° 420, p. 197. 合名会社に関する Cass. com., 12 mars 1996, *Rev. sociétés* 1996, p. 554, note D. Bureau. J.-J. Daigre, *De l'exclusion d'un associé en réponse à une demande de dissolution*, *Bull. Joly* 1996 p. 576 参照。
- (52) 拙稿・前掲注(7)「フランスにおける株主・社員の議決権濫用による総会決議不成立と損害の回復」859頁。
- (53) P. Canin 前掲注(15) p. 6.
- (54) 有限会社に関する Cass. com. 21 octobre 1997 前掲注(15)。
- (55) G. Ripert et R. Roblot 前掲注(1) n° 1102, p. 84.
- (56) *Bull. Joly* 1996, p. 308, note P. Le Cannu.
- (57) P. Le Cannu 前掲注(56) p. 310. ただし、この批判はむしろ立法者に対してのものであるものとするものとして、H. Matsopoulou 前掲注(35) p. 34.
- (58) 宍戸善一「解散判決における業務執行上の著しい難局」(東京地判平成元年7月18日判決)『会社判例百選 第6版』(有斐閣、1998年) 183頁。
- (59) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法 第3版』(有斐閣、2004年) 771頁参照。
- (60) 宍戸・前掲注(58) 182頁。ただし、同 183頁は、本件事案の最大の問題点は相当多額の資産の流用が行われている点であり、むしろ2号解散事由と構成する方が妥当だったのではないかとも考えられるとする。
- (61) 江頭・前掲注(59) 771頁参照。
- (62) 酒巻俊雄「会社解散請求権の法理」早稲田法学40卷1号(1964年) 23頁以下。
- (63) もっとも、フランスにおいても会社の法定解散を請求する権利については、会社の株主資本の少なくとも10パーセントを保有する株主または株主集団の権利であるとされている(商事会社に関する1966年7月24日法律66-537号402条、商事会社に関する1967年3月30日デクレ67-264号272条)点について藤原雄三「フランス商事会社法に於ける少数者株主の保護」『平出慶道先生・高窟利一先生古稀記念論文集 現代企業・金融法の課題(下)』(信山社、2001年) 815頁。
- (64) 酒巻・前掲注(62) 49頁以下。
- (65) 酒巻・前掲注(62) 31頁以下参照。
- (66) 富山康吉『注釈会社法(8)のII 株式会社の解散・清算、外国会社、罰則』(有斐閣、1969年) 21頁。これに対して、岸田雅雄「会社の株式を二分の一ずつ保有している二つのグループ間の対立が激しく共同経営が到底不可能であるとして会社の解散判決を認めた事例」(東京地判平成元年7月18日判決)私法判例リマーカス1991(上) 123頁は、「已ムコトヲ得ザル事由」の意義については、株主保護の見地からは、それが唯一の方法でなくても良いと考えるべきであるとする。
- ⁶⁷ H. Matsopoulou 前掲注(35) p. 25.

(68) Besançon, 3 novembre 1953 前掲注(4)、P. Canin 前掲注(15) p.4.

(69) 富山・前掲注(66) 19 頁以下。

(70) 江頭・前掲注(59) 771 頁以下は、「解散判決の制度は、主に株式・持分に譲渡性のない閉鎖会社の少數株主（社員）が損害を防止するため行使する最後の救済手段（「已ムコトヲ得ザル事由アルトキ」）と位置づけられている。しかし、……会社の業務が支障なく行われている限り、業務執行が多数派株主（社員）により不公正かつ利己的に行われ、少数派が恒常的不利益を被っているだけでは、解散判決はなされない。これは、人的会社とは異なり、株式会社・有限会社においては、継続企業を維持することが会社債権者保護上重要と考えられた結果かと思われるが、会社の損害を不可欠の要件とすべきか否か、立法論として再検討する余地がある。」とする。

(71) 岸田・前掲注(66) 122 頁。

(72) 川島いづみ「デッド・ロックに陥った株式会社の解散請求を認容した事例」（東京地判平成元年7月18日判批税経通信1990年12月号）254 頁。デッド・ロックの処理方法について江頭・前掲注(59) 772 頁注(3) 参照。